


東京都市計画地区計画 光が丘地区地区計画 総括図 (練馬区決定)



決定箇所

凡例

用途地域 (特別用途地区)	高度地区
一低 第一種低層住居専用地域	① 第1種高度地区
一中 第一種中高層住居専用地域	② 第2種高度地区
一住 第一種住居地域	17m① 17m第1種高度地区
二住 第二種住居地域	17m② 17m第2種高度地区
準住 準住居地域	17m③ 17m第3種高度地区
近商 近隣商業地域	20m① 20m第2種高度地区
商業 商業地域	20m② 20m第3種高度地区
準工 準工業地域	25m① 25m第2種高度地区
特工 準工業地域(特別工業地区)	25m② 25m第3種高度地区
工業 工業地域	30m① 30m第2種高度地区
	30m② 30m第3種高度地区
	30m③ 30m高度地区
	35m① 35m第3種高度地区
	35m② 35m高度地区

防火地域等の指定

□	防火指定なし
□	準防火地域
□	防火地域

風致地区

□	第2種風致地区
---	---------

●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。道路式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは「 \sim 30m」の表示があります。
●地域地区(用途地域等)の境界は、赤の線です。
●赤の太線内は、防火地域です。
(注) 本図は、「用途地域」、「高度地区」、「防火地域及び準防火地域」、「特別用途地区(=特別工業地区)」の都市計画図(1/2,500)を基に作成したものです。
※記載されている境界等は概略線なので、詳細については、「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」又は「練馬区環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課」に備えてある図面でご確認下さい。